

子育て支援制度について

第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画の策定について

茂原市では、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を総合的に進めていくため、令和2年度から6年度を計画期間とする「第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画の策定にあたっては、平成30年12月にアンケート調査を実施するとともに「茂原市子ども・子育て審議会」での審議やパブリックコメントにより意見を募りました。

公立保育所・幼稚園整備計画の策定について

本計画については、「茂原市子ども・子育て支援事業計画」の一部を補完する計画として、平成28年8月に策定いたしました。詳しい内容については、市公式ウェブサイトをご参照ください。<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000003299.html>

幼稚園や保育所等の手続きについて

幼稚園や保育所等の利用にあたっては、市より教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。保育を必要とするお子さんは就労時間等の保育の必要量によって更に「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。保育を必要とするお子さんは、保育の利用希望、保育施設の状況に応じて市が利用調整を行います。

支給認定区分	対象となるお子さん	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望するお子さん	幼稚園(※)、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とするお子さん	保育所(園)、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とするお子さん	保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業

※子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園となります。

利用料金はどうなるの？

保育料はお子さんの認定区分と年齢、世帯の市民税額に応じ算定されます。詳しい内容については、子育て支援課にお問い合わせください。



茂原市マスコットキャラクターモバリん

子育て応援！チーパス事業

2021年4月からチーパスが変わります！

- 対象年齢を「18歳未満まで」に引き上げ！※使用期限は18歳になって初めて迎える3月31日まで
 - 電子版チーパスの配信開始！※専用ウェブサイト・アプリ「チーパス・スマイル」での利用登録が必要です。
- 全国共通展開参加店及び「チーパスの店」でチーパスを提示することで、お店独自の優待サービスが受けられます。

対象世帯	18歳未満のお子さん、または妊娠中の方がいるご家庭
協賛店・サービスの検索方法	カード配布時にお配りしたリーフレットをご覧ください。最新情報は千葉県の新ウェブサイト・アプリ「チーパス・スマイル」に掲載しています。 http://chi-pass-smile.pref.chiba.lg.jp/



※カードは子育て支援課、保健センター、本納支所などで受け取ることができます。母子健康手帳配布時にもお渡ししています。